

○事務局長 はい、ご起立をお願いいたします。おはようございます。御着席をお願いいたします。本日は、1名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立を致しております。それではただいまより、令和2年度第8回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 （挨拶）

○事務局長 はい。有難うございました。それでは、会議規則第4条により会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長、よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは座らせていただいて進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に6番委員、8番委員を指名致します。よろしくお願い致します。日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。
尚、この件に関しては議事参与の案件がございますので、該当委員の退出を願います。

○議長 それでは、説明をお願い致します。

○事務局長 （議事参与の案件の説明）

○議長 ありがとうございます。続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。はい、8番委員。

○8番委員 それでは、事前調査の報告をいたします。議案第19号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回申請がありました物件につきましては、昨日11月9日、事務局長同行のもとにですね、8番私と15番委員、16番委員で調査いたしました。この申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内の農地と

なっておりまして、対価〇筆で〇万円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるものとの協議結果でございます。なお先ほどありましたように、栗の成木が大分年数を経ておりまして、ちょっと日当たり悪いような状況を確認してきたところですので。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局より説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。退席者の入室をお願いいたします。はい。それでは残りの案件の説明をお願いいたします。

○事務局長 はい、事務局。続きまして番号2になります。譲渡人、住所氏名記載のとおり。譲受人、住所氏名記載のとおり。申請物件が一筆となっております。地目は登記簿、現況共畑となっております。面積が■■■平米。権利の内容といたしまして所有権の移転ということで、営農拡大、経営面積が■■■平米となっております。稼働人員が●名となっております。以上で説明を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございました。続いて事前調査の報告をお願いいたします。8番委員。

○8番委員 はい。今回の申請につきましては、やはり昨日ですね、私と15番委員、16番委員と事務局長で調査いたしました。今回の申請につきましては、先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、対価、〇万円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるという協議結果でございました。なお●●さんとはですね、ご承知のとおり●●業をされているという

ことで、取得された後は、〇〇の植栽されるという予定だそうです。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○3番委員 はい、3番。この字図はどうなっているんですか、今この斜めに入っている道路はあるんでしょうか。今は、この道は存在しませんが。この△△さんのところの道はありますけれども、手前の右斜めに上がるとる道は現在は無いですけど、これはどのように判定されたんでしょうか。私が知る限り、この道はありませんけれども

○議長 はい。事務局

○事務局長 はい。すいません。これはあくまでも字図を載せておりますので、道っていうのは、これはたぶん、里道があると思っております。字図には里道として存在しております。現在は使われていなくても道がございますので、はい。竹はもう伐採してあります。伐採をされて〇〇を植えられる事となっております。

○3番委員 はい、わかりました。

○議長 はい。よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第3、議案第20号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について議題といたします。本件については、議事参与の案件がございますので、私とそれから6番委員、9番委員は退席をお願いいたします。またその間の議事進行については職務代行の2番委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○2番職務代理者 おはようございます。それでは早速、日程第3、議案第20号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは、4 ページですね。はい。日程第 3、議案第 20 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 2 年第 11 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、10 月 30 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、今退席されました。議事参加者の分についてご説明をいたします。別冊の集積計画書をごらんください。

(議事参加分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○2 番職務代理者 はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたけれども、今の案件についてご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

○3 番委員 はい。

○2 番職務代理者 はい、3 番。

○3 番委員 1 番最初の〇〇が、引き受けている土地の件ですけれども、この土地ですが、契約がだんだん上がってきております。ただ、私も〇〇とですね、今年、飼料稲の契約をいたしました。ところが、面積が広いために、〇〇の管理ができておらずですね、非常に作物が悪かった。というのが、3 反 1 枚で普通は 17 か 18 ロールあるんですよ。ラップしたロールが、私が引き受けたところは 7 個と 8 個でした。3 反 2 枚引き受けて 7 個と 8 個、そして、別に管理不足で、稗が中にいっぱいあってですね。コンバインで刈れないと。もう巻きついて刈れない、普通にですよ。私にとってくれと、要望がありましたので、取りはしましたけれども、普通稲ですから、タダになりますよね。賃借料は一銭も私も払いませんから。こちらが迷惑しているぐらいで、ただ、去年ももらった関係で仕方なく私もとりまし

たけれども、反当〇円というような契約を管理ができなければ、〇〇の経営は成り立たないんじゃないかと私は思います。そういったことで、私のこれは私個人の考えですが、やはり雑草がたくさん生えて、また生育も悪いということであれば、〇〇に役員さんが、数名いらっしゃいます。その方々にですね。〇〇から水管理をお願いしてですね。管理をもっと徹底せんことには、〇〇の経営は成り立たないと思います。ですから私はもう、とる時点で事務局の方に行って、もうちょっと水管理をせると、役員さんをお願いするということで、一応、要望しておりました。ただ引き受けるだけで、反当〇円払って、刈り取りもできないといったような状態がだんだん〇〇の方に要望が上がってくると思います。作ってくれと。そういうことであればですね。今、今年のような現状ではちょっとこう大変ではなかろうかと思しますので、やはりあの農地の管理を徹底されるように、事務局からも通達をしていただければと思いますので、お願いいたします。以上です。

〇2 番職務代理者 今の質問について事務局よりよいでしょうか。

〇事務局長 はい、事務局。3番委員さんが言われましたことは、お伝えして、ちゃんと肥培管理をされるようにお伝えさせていただきたいと思います。

〇3 番委員 文書で事務局へ出してください。証拠が残るように。でないと、たぶんこのような状態が続いていくんだと思います。

〇事務局長 はい、わかりました。そういった意見があったっていうことは伝えたいと思います。はい。

〇2 番職務代理者 はい、ありがとうございます。ほかに何も、ほかに質問と意見ご意見ありますでしょうか。はい。無いようですので、それでは、退席されました委員さんの入室をお願い致します。

〇2 番職務代理者 これで私は退席させていただきます。

○議長 職務代行には大変お世話になりました。残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。事務局

○係長 (残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆さん方向かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。

○議長 続きまして、日程第 4、議案第 21 号非農地証明願いに対する判断についてを議題といたします。事務局お願いします。

○事務局長 はい、事務局。それでは 5 ページ目をお願いいたします。日程第 4、議案第 21 号、非農地証明願いに対する判断についてということで、下記内容のとおり非農地証明願いがあったので、農地法第二条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものとする。ということです。土地所在等は記載のとおりです。所有者も記載のとおりです。地目が畑で面積が〇平米となっております。希望の理由といたしまして、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合ということで、申請が上がっております。6 ページをごらんください。こちらに図面を添付しておりますけれども、記載の場所となっております。以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がございましたが、事前調査の報告をお願いしますはい、8 番委員。

○8 番委員 はい、それでは事前調査の報告をいたします。この案件につきましても昨日ですね、事務局長の立ち会いのもとですね、私と 15 番委員、16 番委員で調査いたしました。この該

当農地につきましては、平成6年に、亡きこの申請人のお兄さんが、申請人に名義変更された土地だそうです。平成9年に地籍調査が行われたときには、畑として調査されておりましたが、それ以降、この土地は20年以上耕作されておらず、この土地につきましては、今、雑木また雑草、クマザサ等が茂った状態になっている状況です。先ほどありましたように、非農地証明の基準につきましては、荒廃農地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るために、条件整備が計画されていない土地のうち、次の要件を満たしているものということで、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための条件整備が著しく困難な場合に該当するという事前調査、この検討結果でございました。以上報告いたします。

○議長 はい。ただいま事前調査の報告がございましたが、本件について、何かご質問はございませんか。はい、18番。

○18 番委員 はい、ここの土地ですが私も十分存じておりますが、委員会で門松を作るときに、ここからクマザサをいただいておまして、取りに行つて現状確認しておりますが、まさに今委員言われたとおり、もうちょっと農地には復元できないと思いますので、申請は妥当と思います。終わります。

○議長 ほかに何かございませんか。はい、7番委員。

○7 番委員 この地図を見せて貰ったんですけれども、周囲が水田ということなので、原野雑木が茂っているということで、周辺の田とかには影響はないんでしょうか。

○議長 はい。事務局

○事務局長 はい。事務局。今、質問がありましたように、この図面でいきますと、隣の農地に対して若干、木が出ているのかなと思っておりますので、そちらの方は申請者の方に迷惑をかけないようにということで指導はしたいと思っております。

○議長 調査員の方はいかがでしょうか。16番委員。

○16番委員 これ屋敷の中に畑がある感じです。現在も空き家になっております。東側は道がありまして、木の影響は受けないんですけれども、北側も切ってありました。ただ1カ所だけです。北東側だけがちょっと影響するかと思います。そこまでは、まだ迷惑は掛かっていないのではないかとというのが現状です。

○議長 はい、わかりました。それではもしもですね、迷惑がかかるようでしたら事務局の方からでも、地主の方にですね、注意を促すということでよろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。はい。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。次に、日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。はい事務局。

○係長 はい、それでは7ページ目をお開きください。日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてということで、令和2年9月26日から令和2年10月26日まで分となっております。

(内容説明)

以上、報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、これで第9号は終わりたいと思います。日程第6、次回総会に伴う事前調査委員の指名をいたします。次回の総会に伴う事前調査のまず日程ですが、12月9日、午前9時より行いたいと思います。その調査委員に9番委員、10番委員、17番委員を指名したいと思いますが、御三方都合は如何でしょうか。はい、17番委員は了解済みだそうですので、この御三方に方お願いしたいと思います。総会を12月10日、9時より行いた

いと思いますので、よろしいでしょうか。はい、それではそのようにいたします。以上で
本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、
発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 これをもちまして、令和2年度第8回多良木町農業委員会を閉会致します。お疲
れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記